



広報 みなみおくに

発行 南小国町役場 TEL 2-1111 印刷 穴井印刷 TEL 6-3118

町の人口

3月末現在

総人口	5,601人
男	2,664人
女	2,937人
世帯数	1,363

『節供、節句』について

節は年間のところどころにあつて区切りの役目をもち、物日、折日神ごとの日、紋日ともいう。

年中行事のある日はすべて節供であったが、時の政権により規定され、古代から中世にかけて宮廷では、元日節会（がんにちのせちえ）、白馬節会（しらうまのせちえ）、踏歌節会（とうかのせちえ）、端午節会（たんごのせちえ）、重陽節会（ちょうようのせちえ）、豊明節会（と

よあかりのせちえ）、あるいは重陽を除く五節会があつた。現在では、三月と五月のみを節供ということが多く、村々の生活では、本来の用語法が生きており、一月十五日のもちもち節供、四月八日の飴がた節供、六月末日の夏越（なつごし）の節供、八月一日の八朔（はつさく）節供、十月の亥（い）の子（こ）節供、十二月の煤（すす）取り節供などが残っている。また、雨で仕事ができない日を雨降り節供ともいう。また、節供には餅や菓子類がつくれられ、上巳の節供の菱餅、端午の節供のちまきや、柏餅などがそれである。「元来、節句とは書かず節供と書く」



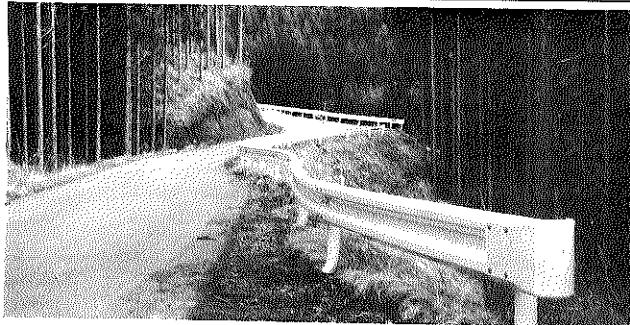
交通安全の

防護さくと反射鏡を設置

車の交通事故防止の一環として
五一年度交通安全施設を設置し
ました。

防護さくは、町道星和八本松線
ほか七路線に総延長八百六十七米
(工事費四百七十六万円) を設置
反射鏡を町道の危険性のあるカーブ

ブに三十八ヶ所(工事費八十八万
四千円) 設置しました。
五一年度も交通事故防止のた
め、危険箇所を調査のうえ、整備
をする計画です。



手形野線の防護さく



反射鏡の設置

去る三月二十七日 湯田公民館
前の広場において、不老会々員に
よる竹ぼうき作りが行われた。
この行事は毎年行われているも
ので、作り上げられた竹ぼうきは
ぞうきんとともに次の各学校関係
に寄贈されました。

湯田不老会の竹ぼうき作り

南小園中学校 市原小学校 中
原小学校、満願寺小学校、星和小
学校、黒川小学校、市原保育所、
黒川保育所、老人憩の家、小国町
養老院、小国学園、火葬場等、竹
ぼうき総数一二〇本、ぞうきん九
枚を贈られました。このお年寄
りの温いご好意をお受けし、

明るい美しい町作りの一貫に大切
に利用させていただきます。
現代のような品物のほうふな時
代に、物を粗末にしがちな我が子
達に、このようなお年寄りの温い
好意を受け継いでほしいものであります。

湯田不老会の皆様、貴重な贈り
もの有難うございました。
紙面をお借りしてお礼申し上げ
ますとともに、末永く御健勝であ
られますことをお祈り申し上げま
す。



竹ぼうき作り風景



無料で献血された血液は無料で患者へ

度第一回目の献血推進運動は、ご
協力者一四三名の多数をもって
県日赤センター協議会にお手伝す
ことができました。
今回より採血者に対しても、血
液の検査を自動分析(オートアナ
ライザー)により検査し、その結
果をお手許にお送り致すことにな
っています。
次回は七月に来町する予定です
のでよろしくお願ひ致します。



婦人会の協力による受付事務

献血ありがとうございました

印紙税は、「領収書」、「手形」、「契約書」などの一定の文書を作成した人が、定められた収入印紙をはり付け、これに消印をして納める税金です。今回、印紙税法の改正により、昭和五十二年五月一日から作成される文書の印紙税額が変わりました。

3. 売上代金の領収書のうち、受取金額の記載のある文書を引用しているものは、たとえその領



印紙税の税額が変ります

1. 主な改正点

売上代金の領収書や手形、工事請負契約書、不動産の売買契約書、金銭借用証書などの印紙税の最低額が五十円から百円になりました。

委任状や金銭の預り証、商品の売買契約書など、今まで一律に五十円の印紙

税が課されていた文書は、すべて百円の印紙が課されることになりました。

印紙税法

印紙税法の受取通帳や家賃通帳などの印紙税額は、百円が二百円に、また判取帳や継続的取引の基本となる契約書の印紙税額は一千円が二千円にそれぞれ引上げられました。なお、これらの改正は、昭和五十二年五月一日以後に作成される文書に適用されますので、現在使用している通帳や判取帳の印紙は、既にはつてあるまで結構です。今の通帳に付け込み始めてから一年を経過した時、改めて新しい税率の収入印紙をはってください。

4. 収書に金額が記載されていても、その引用した金額と同じ金額が記載されているものとして、その金額に応じた印紙税がかかることになります。

※ 印紙税について詳しいことは阿蘇税務署問税部門にお尋ねください。
(電話番号 ○九六七二一ー一〇五四)

印紙税一覧表

(10万円以下、10万円以上) (10万円未満、10万円未満以上)
10万円を超えて10万円未満のもの

番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	番号	文書の種類	印紙税額 (1通又は1冊につき)	
1	〔不動産、建築物、無体財産権、船舶、航空機又は船舶の運賃に係する契約書〕不動産売買契約書、不動産賃貸契約書など 〔地上権又は土地の権利権の設定又は譲渡に関する契約書〕土地買付契約書、建物買付契約書など 〔賃貸借権に関する契約書〕企划賃貸借契約書など 〔送達に関する契約書〕運送契約書、よう送契約書など	記載された契約金額が1万円未満 10円以下 10万円を超えて50万円以下 200円 50万円を超えて100万円以下 500円 100万円を超えて500万円以下 1千円 500万円を超えて1千万円以下 5千円 1千万円を超えて5千円以下 1万円 5万円を超えて10万円以下 3万円 10万円を超えて20万円以下 5万円 50万円を超えて100万円以下 1万円 1千万円を超えて5千円以下 3万円 5万円を超えて10万円以下 10万円 100万円を超えるもの 100円	9	〔預り証券、貯金証券〕	100円	
2	〔荷物に関する契約書〕工作物販賣契約書、毛布・毛毯販賣契約書、物産加工販賣契約書、広告契約書、映画館使用料契約書、請負金請賣契約書など	記載された契約金額が1万円未満 10円以下 10万円を超えて200万円以下 200円 200万円を超えて300万円以下 300円 300万円を超えて500万円以下 500円 500万円を超えて1千万円以下 1千円 1千万円を超えて5千円以下 1万円 5万円を超えて10万円以下 10万円 100万円を超えるもの 100円	10	〔賃物引換券、倉庫証券、船荷証券〕	100円	
3	〔契約手形又は負担手形〕 ①手形全額の記載のない手形は、金額を推定したとき、その推定したものが契約税務署となります。 届け人の名前がない白手形、手形全額の記載のないものは「記載されません」で、届け人やその他の下記手形の署名のあるものは、届け人やその他の下記手形の署名がある手形を作成したものとして取扱われます。	記載された手形全額が1万円未満 10円以下 10万円を超えて200万円以下 200円 200万円を超えて300万円以下 300円 300万円を超えて500万円以下 500円 500万円を超えて1千万円以下 1千円 1千万円を超えて5千円以下 1万円 5万円を超えて10万円以下 3万円 10万円を超えて20万円以下 5万円 50万円を超えて100万円以下 2千円 2万円を超えて3万円以下 3万円 3万円を超えて5万円以下 4万円 5万円を超えるもの 5万円	11	〔保険証券〕	100円	
4	上記のうち、①一軒のもの、②金融機関間往來のもの、③外閣通帳で記載を始めたもの、④自由印表示のもの	記載された手形全額が1万円未満 10円以上	12	〔借用状〕	100円	
5	〔物品切手〕百貨店などの商品券、贈答券などの預り券、茶券、クイックチケット、ビール券など (注) 複数枚合計額 券面合計額5,000円の場合—50円+30円=80円	記載された手形全額が5,000円未満 50円 500円を超えて1千円以下 1千円 1千円を超えて3千円以下 3千円 3千円を超えて5千円以下 5千円	13	〔旅券行行為に関する契約書、旅券証券〕	100円	
6	〔合併契約書〕	2万円	14	〔水工作業、地盤改良、資材、紙袋、粗石様、錆石様、瓦素様又は入居様の設定又は譲渡に関する契約書〕無体財産権の実施権又は使用権の設定又は譲渡に関する契約書	100円	
7	〔定期券(原本に限る)〕	2万円	15	〔預金の保証に関する契約書〕(たらぬきの契約書に係するもの)の記載されません	100円	
8	〔監査的取引の基本となる契約書〕支票取引基本契約書、契約店契約書、代理店契約書、業者委託契約書、銀行取引約定など	2千円	16	〔賃貸契約又は会用賃貸に関する契約書〕建物賃貸契約書、機械賃貸契約など	100円	
			17	〔委託状又は委任に関する契約書〕委託状、泥炭等泥炭契約書、販賣金請賣契約など	100円	
			18	〔金融又は有価証券の交付に関する契約書〕株主預り証など	100円	
			19	〔物品又は有価証券の譲渡に関する契約書〕物品譲り受け契約、物品交換契約など	100円	
			20	〔機械譲渡又は機器移受けに関する契約書〕	非課税	
				記載された契約金額が1万円未満 1万円以上	非課税	
			21	〔配当金領収証、配当全領収通知書〕	非課税	
				記載された配当金額が3千円未満 3千円以上	非課税	
			22	〔先代金に係る金額又は有価証券の受取書〕商品以降代金の受取書、不動産の譲渡又は買取料の受取書、請負代金の受取書、荷役代金の受取書など (注) ①「先代金」については8ページ参照 ②「保証取扱い」であっても印紙税がかかります	記載された受取金額が3万円未満 3万円以上	非課税
				記載された受取金額が10万円未満 10万円以上	非課税	
				記載された受取金額が20万円未満 20万円以上	非課税	
				記載された受取金額が30万円未満 30万円以上	非課税	
				記載された受取金額が50万円未満 50万円以上	非課税	
				記載された受取金額が1万円以下 1万円以上	非課税	
				2千円以下	非課税	
				2千円以上3万円以下	3千円	
				3万円以上4万円以下	4千円	
				4万円以上5万円以下	5千円	
				5万円以上6万円以下	7千円	
				6万円以上7万円以下	2万円	
				7万円以上8万円以下	3万円	
				8万円以上9万円以下	4万円	
				9万円以上10万円以下	5万円	
				10万円以上11万円以下	7千円	
				11万円以上12万円以下	2万円	
				12万円以上13万円以下	3万円	
				13万円以上14万円以下	4万円	
				14万円以上15万円以下	5万円	
				15万円以上16万円以下	7千円	
				16万円以上17万円以下	2万円	
				17万円以上18万円以下	3万円	
				18万円以上19万円以下	4万円	
				19万円以上20万円以下	5万円	
				20万円以上21万円以下	7千円	
				21万円以上22万円以下	2万円	
				22万円以上23万円以下	3万円	
				23万円以上24万円以下	4万円	
				24万円以上25万円以下	5万円	
				25万円以上26万円以下	7千円	

海外教育事情視察

ヨーロッパ旅行回憶記(その三)

南小国中教諭 齊藤 寛



その六、初秋のパリを凱旋門の上から眺めた時、心に躍動をおぼえずにはおれなかった。長い歴史の中、外部からの侵略、内部的宗教争乱、そして革命など、破壊と建設をくり返して今日に至つているこの都の数々の建物は、これら歴史の重みを荷負っているにもかかわらず、暗さを感じさせないのは不思議である。

その地下鉄で、子供連れの若い婦人と交わした何げない会話は、おおよそ次のようなことであったが、私のこれから生き方に、強い示唆を与えてくれた。「私の家

では夫の仕事(建築)の関係で、日本では十年もするとどんなビルでも建て直され、町全体の様子がすっかり変ってしまうのですね。また、食事の時間も惜しがるほどよく働く、そうですね。この事について夫と議論したことがあるんですが、私はこう思います。休息は自分のためだけではなく、皆のためにも大切にしなければと……。

今住んでいるアパートは約百五十年前の建築で外見は古ぼけていますが、住みやすくできるよう、みんなでくふうしています。古い道具でも使えるものはいつまでも大事にし、祖母以前の代からの鍋や皿を今でも使っています。そんなものをピカピカに磨きあげるのも楽しいのですよ……」

古い伝統や文化が、現代の人々の生活の中で今でも活々と生き続けていること、生活全體が調和と統一をとりながら、その中でひと

りひとりが自分を確立した生活をしている姿をさまざまと見せられたのである。ややもすれば全体の調和を忘れて自分だけを主張しようとしたり、全体の中に埋没して自分自身を見失った生活に陥るうとする自分を深く反省すると共に我が國のもつ文化の良さを再発見し、それを現代生活の中に生かすことの大切さを、今更ながら痛感させられたものである。

むすぶ、言葉はうまく通じないが、ヨーロッパの人々との触れ合いが嬉しかった。明るく、くつろぐのない、そして親切な人たち、空港で手押車を使えと言つてくれたボーラー。電車で席をゆずってくれたアラハの老紳士。乗車券の処理を教えてくれた青年。ローマのホテルのボーイの茶目つけたっぷりのサービスぶり。パリの地下鉄で乗車方法を教えてくれたバリジェンヌ。バックの持ち方を注意してくれた老婦人。必ず先に降りて手をかしてくれたバスの運転士。旅行中、どこでもいつでも耳にした「エクスキューズ・ミー」。

▼ 駅留の場合は、送り先の駅に到着してから三日を経過してもお引取りのないときは、次の保管料をいただきます。到着日から数えて四日目以降八日目まで一個一日につき一〇〇円。

(1) 荷物をお出しになる駅の名前

到着日から数えて九日目以降一ヶ月につき一五〇円

(2) 駅留にする場合は荷物をお受け取りになる駅の名前

お取り扱い時間はおおよそ八時から十八時までです。

国鉄肥後小国駅だより

(3) 送り先と送り主のおところ
お名前・郵便番号

(4) 電話番号

(5) 品名

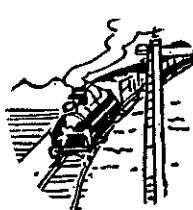
(6) 個数

▼ 送り先の駅でお受け取りになると(駅留)も、送り先のお住いまで配達することもできます(しかし所により配達できない箇所もありますので、あて先の住所は小字まではっきり書いてください)

お取り扱い時間はおおよそ八時から十八時までです。

▼ 配達の場合は、次の配達料金をいただきます。

五〇kgまでのもの一個について三一〇円



手荷物と小荷物について

なお前にも述べました地域によって、また品物によっては、配達できない場合があります

広報みなみおぐに

第一回

四国八十八ヶ所順拝記

冬期の長期間に亘る寒冷続きのため凍結状態にあった大地も三月になると次第に気温の上昇につれて徐々にやるんで春の訪れが急速にやってきた。

「満願寺同行二人の会」による第二年目の四国霊場巡拝団の一行は三月二十五日夕方満願寺に集合して五泊六日の旅路安泰を祈願する。

午後七時半に満願寺を貸切バスで出発。昨年より会員も増えて車内の空席も少ない。車は星和から九州横断道路へ出て一路別府へ向って走る。別府港で休憩し夜半に宇和島運輸フェリーに乗船して用意された毛布に横たわったが寝就かれずまどろむもなく八幡浜に着いて五時に上陸する。上陸して四国の土地を踏んだ途端に巡拝者としての実感がわいてきた。

予約の伊予鉄巡拝バスに乗車、昨年巡拝時の顔なじみの車掌渡辺氏と一年振りの再会に一同喜び合うのも弘法大師の引合せか。

これより向う道後への所要時間は二時間。その間車内では初めての参拝者に巡拝用品渡しと法印され。巡拝中の心得について説明された。道後のレストランで朝食を休憩して巡拝の用意を整える。

先づ五十一番石手寺を振り出しに本堂、大師堂に参拝後一同記念写真を撮る。次に繁多寺、淨土寺、西林寺、淨瑠璃寺、八坂寺を巡拝して番外の文殊院に至る。ここで

は高祖大師を慕いて四国靈場を一心不乱に満七ヶ年巡拝して二十一回目に焼山寺の中腹杉庵にて臨終のとき巡り合つて云う遍路開祖となつた衛門三郎の物語について僧侶から壁絵の説明を聞く。こから三坂峠ドライブインに着いて中食したがマスの料理が美味しい。

午後は周開全山岩壁で目を見張るばかりのところに開創されている岩屋寺に参拝。第一日の巡拝を終り車内にて夕方のおつとめを唱えて宿舎である大宝寺に着いて旅装を解く。

午後は周開全山岩壁で目を見張るばかりのところに開創されている岩屋寺に参拝。第一日の巡拝を終り車内にて夕方のおつとめを唱えて宿舎である大宝寺に着いて旅装を解く。

午後七時半起床し洗顔六時御堂に集り住職の読經と法話があり心身を清めて食堂に於いて朝食を戴く。

午前中に清瀧寺、種間寺、雪渓寺を巡拝して桂浜に到着。広大な駐車場はバスとマイカーで一ぱいである。浜の背後青山の上に幕末の志士坂本竜馬の銅像が立っている。桂浜は浦戸湾西岸入口にある美しい海浜である。快晴と日曜に

学年末休みが重なって大変な人出である。海浜を一望出来るレストランで中食休憩。食膳に添えてある色とりどりの小石が珍らしい。

午後には禅師峰寺、竹林寺、国分寺を巡拝して高知市内の安樂寺に宿泊。

三月二十八日六時に安樂寺へのお参りを済まして七時出発。民謡「よさこい節」で知られるハリマヤ橋を通る時、左右の欄干の中央に「カンザシ」が飾られてあって歌の文句にふさわしい。

竜の渡から浦内湾の対岸には以前は船で渡っていたが今は二キロに及ぶ立派な橋が架けられて便利になっている。橋を渡って青竜寺に参拝する。これより車はスカイラインを通る。右の方は浦内湾の入り口左側の方には洋々たる

岩屋寺に参拝。第一日の巡拝を終り車内にて夕方のおつとめを唱えて宿舎である大宝寺に着いて旅装を解く。

午後は周開全山岩壁で目を見張るばかりのところに開創されている岩屋寺に参拝。第一日の巡拝を終り車内にて夕方のおつとめを唱えて宿舎である大宝寺に着いて旅装を解く。

三月二十七日五時半起床し洗顔

六時御堂に集り住職の読經と法話があり心身を清めて食堂に於いて朝食を戴く。

太平洋と横波三里の景勝海岸線が連なる眺望をほしままにして車内は感嘆しきりである。

須崎市から車は国鉄中村線に平行して西南へ進む。岩本寺に参拝して途中レストランにて中食休憩

井の岬から眼下を見おろす松原砂丘が幅二百米延長四キロに亘って展開している。この黒松は普通の松と違って樹高が低く大木はない。車は四万十川を渡り中村市を通過して土佐清水市を右に折れて竜串に到着。千尋岬と城ノ岬に挟まれた小湾の奥にあり海岸一

キロにわたって海食の岩石模様は実際に奇観である。先端の海中に設置された海上公園に下りて入るとガラス越しに海中を遊泳する魚族の群れが様々なにのぞかれる。

竜串を引返し車は足摺岬へ向う四国西南端にある岬は八十メートルからなつて眺望がよい。椿のトンネルと云われる樹橋で覆われた原生林の中をくぐると中に咲き残りの花が見える。宿舎の金剛福寺は岬にある。

三月二十九日晴天続きの天気も今朝はくもり模様。金剛福寺のお参りを済まして出発。車は中村市へ戻りして延光寺へ参拝の後愛媛県へ向う。愛媛県は林業の盛んな所で枝打手入作業が良く行われている。又伊予みかんで知らるるみかん栽培も盛んで至るところ、みかん樹が見られる。冬期以来の寒冷による凍害を受けて採取不能のま

ま放置されているのを窓から眺めて嘆々しく思われた。

観自在寺に参拝して、闘牛で知らるる宇和島市内で中食休憩をする。

午後は竜光寺、仏木寺、明石寺を参拝して大洲市の弘法大師御野宿所といわれる十夜ヶ橋霊場に至る。弘法大師巡錫のとき民家に宿を乞うたが断られ肱川の橋の下で過ぎられたことから名付けられたと云う。橋の下には大師の寝姿が刻まれている。十夜ヶ橋霊場のいわれから参拝中の心得として橋の上では金剛杖はつかないことにしている。

参拝を終つて車は一路道後へ進む。もちこたえた天気も次第に変わつて雨となる。午後五時道後温泉ホテル川吉到着。

四国霊場参拝を予定通り終つて温泉に疲れを癒し夕餉には一同から有難いおまいりの出来たことを喜び合いすべてを忘れて賑かに愉快な気分で時を過ごした。

◎参拝中においては

1. 車内や宿舎の整理
2. 相互思いやり譲り譲り
3. 清净な行為

以上のことがよく守られてうれしく思い弘法大師にあやかる信仰の現れともいえよう。

参拝者一同は明年の参拝を約して伊予鉄バスに送られ全員元気で三月三十日午後五時過ぎ満願寺に帰着した。

婦人会だより

春まだ浅き二月、一つの試みとして姑と嫁のそれぞれの立場の方へ、三十枚の葉書を無名で私宛に

意見を書いて戴きました。

半分の十五枚

しか返事がなかった

ことは残念でござい

ましたが、嫁さんの

意見をみますと、昔

の自分の嫁時代を思

い出しました。又、

嫁さんの意見をみま

すとこれから自分も

早速迎えねばならな

い姑の心が大変参考

になりました。そ

して、昔からとにかく問

題のあります、姑と嫁

が一つの屋根の下で

生活する上での道し

りとともに、明る

い家庭づくりに役に

立てばと思いつく

しました。

先祖を敬い神仏

に手を合せて欲しい

物を大切に、古いものでも粗

末にしないで欲しい。例えば野

姑と嫁のアンケート結果を紹介

姑より

- 一、先祖を敬い神仏
- 一、手を合せて欲しい
- 一、物を大切に、古いものでも粗末にしないで欲しい。例えば野

物

- 一、手を合せて欲しい
- 一、物を大切に、古いものでも粗末にしないで欲しい。例えば野

物

を大切にしたい

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

い

</

五一に、ガスもれ知らせる警報器。

- ◎ 快適な生活に欠かせないガス
- ス洩れ、続いて起
- る恐しい爆発事故
- を思うと、その
- 「万一」がやはり
- 心配です。

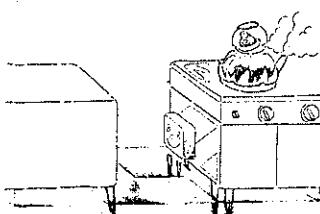
毎月10日はLPガス消費者保安デー



「LPガス警報器」これが正しいご使用法です。

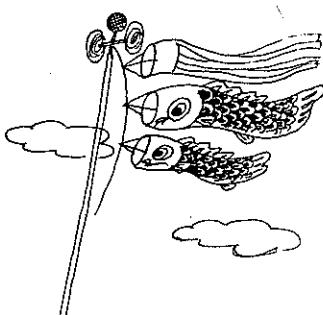
■取り付け場所を十分選ぶ。

- イ. なるべく低い所(床上10cm位の所)に
取り付けましょう。
ロ. ガスがたまりやすい所を選びます。



- ハ. 次のような所では、せっかくの警報器も役立たずになってしまいますからご注意ください。

- +40℃以上・-10℃以下の温度になる所。
- 風呂場のように、高温で湿度が85%以上になる所。
- 殺虫剤などのスプレーが直接かかりやすい所。



- ◎ 警報器を選ぶときには、高压ガス保護協会の合格証(グリーンラベル)のついたものを選びましょう。

- ◎ もし、警報器が鳴ったときは、元せんをすばやく閉める。

- (一) 販売店に連絡して、点火してよい
- (二) すぐ窓戸を開けて換気を。
- (三) か相談を用上の注意事項をよく読んでください。

- ◎ 流れたガスの濃度が、爆発限界になると、はるか前にブザーで知らせる警報器は心強い味方です。

- ◎ 快適な生活に欠かせないガス
- ス洩れ、続いて起
- る恐しい爆発事故
- を思うと、その
- 「万一」がやはり
- 心配です。

■もしも警報器が鳴ったら

1

すぐ窓戸や戸を開けて換気を。



特にLPガスは空より重いので、窓など下部で漏出していますので、部中の2ヶ所以上を開くと燃えがかりません。

2

元栓をすばやく閉める。

この際、警報器のコンセントを抜くことやビニル器具の使用は、火花による原因になることがありますので、絶対にさせてください。

3

販売店に連絡を。

十分に換気ができるかどうか確認のついで、点火する前に最寄りの販売店に連絡し、その指示に従うことなどが大切です。



■ガスもれ以外でも、警報器は鳴ることがあります。

警報器のそばで、可燃性ガスを含むスプレーなどを使用すると、短時間で鳴ることがあります。また、はじめて警報器に電気を通じたときや、停電後、電気がきたときにも数十秒間鳴りますが、ご心配ありません。

■警報器の管理にもご注意。

付属の点検ガスで、月に一度は「警報器」を鳴らしてください。鳴らない時は注意ですかから販売店へご連絡ください。



電線にご注意!!

鯉のぼりやテレビアンテナを立てるときは、近くの電線にふれ思わず感電事故となることがあります。電線に十分ご注意ください

消防ポンプの性能試験と取り扱い講習を実施

四月十六・二十一・三十日南小国町消防団による消防ポンプ車及び小型動力ポンプの性能試験と運転、管理の研修が実施されました。現在の住宅は新材が多く使われているため、火の廻りも早く火災発生の際、一秒でも早く消火にあたらなければならなく、また、消防団員は財産と生命を守る使命のもとに全団員が、取り扱いと通常の管理をマスターしておかねばならない、ということで実施されたのです。



熱心に講習を受ける消防団員

婦人電気教室へどうぞ!!



ご家庭で、上手に電気をお使いいただくには、ちょっととした電気の知識が大変役に立ちます。九州電力ではこのための「婦人電気講習会」をさまざまな教養講座とあわせ各地のサービスセンター、営業所で開いています。くわしいことは、最寄のサービスセンター、営業所へお尋ねください。

